

中小企業等事業再構築促進補助金交付規程（令和5年12月12日付け改正）

改正日	条番号	条文見出し	項番号	改正後	改正前
R5.12.12	第8条	電子情報処理組織による通知等	第1項	<p>中小機構は、第6条第1項の規定により行われた交付の申請に係る次条第1項の規定に基づく交付決定の通知、第12条第1項の規定に基づく計画変更の承認、第15条の規定に基づく事故等の報告に対する指示、第16条の規定に基づく状況報告の要求、第18条第1項の規定に基づく補助金の額の確定の通知、同条第2項の規定に基づく補助金の返還命令、同条第3項の規定に基づく延滞金の納付命令（第21条第3項及び第22条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第21条第2項の規定に基づく補助金の返還命令、第22条第1項の規定に基づく交付決定の取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく補助金の返還命令、同条第3項の規定に基づく加算金の納付命令、第24条第3項の規定に基づく財産の処分の承認、同条第6項の規定に基づく財産の処分による収入の納付命令、第27条第1項の規定に基づく収益の納付命令、又は同条第2項及び第3項の規定に基づく補助金の返還命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。</p>	<p>中小機構は、第6条第1項の規定により行われた交付の申請に係る次条第1項の規定に基づく交付決定の通知、第12条第1項の規定に基づく計画変更の承認、第15条の規定に基づく事故等の報告に対する指示、第16条の規定に基づく状況報告の要求、第18条第1項の規定に基づく補助金の額の確定の通知、同条第2項の規定に基づく補助金の返還命令、同条第3項の規定に基づく延滞金の納付命令（第21条第3項及び第22条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第21条第2項の規定に基づく補助金の返還命令、第22条第1項の規定に基づく交付決定の取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく補助金の返還命令、同条第3項の規定に基づく加算金の納付命令、第24条第3項の規定に基づく財産の処分の承認、同条第6項の規定に基づく財産の処分による収入の納付命令、第27条第1項の規定に基づく収益の納付命令、又は同条第2項の規定に基づく補助金の返還命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。</p>
R5.12.12	第27条	収益納付及び補助金返還	第3項	<p>中小機構は、第25条第1項の規定に基づき提出された事業化状況・知的財産権報告書により、成長枠又はグリーン成長枠において補助率引上げを受けている補助事業者が事業計画終了時点を含む年度までの間に、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、次の各号の条件を満たしていないと認められる場合には、第19条第1項の規定により支払を受けた補助金の額のうち補助率引上げ分について補助金の返還を命ずる。</p> <p>（1）採択発表日から補助事業完了期限日のいずれかの時点が含まれる事業年度の直前の事業年度における給与支給総額及び事業場内最低賃金を基準として、補助事業実施期間内に給与支給総額を年平均6%以上引き上げるとともに事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること。</p> <p>（2）補助事業完了期限日が含まれる事業年度の給与支給総額を基準として、事業計画期間中の給与支給総額の増加率の年平均を2%以上にすること。</p>	(新設)
			第5項	<p>第2項及び第3項に基づく補助金の返還については、第18条第3項の規定を準用する。</p>	<p>第2項に基づく補助金の返還については、第18条第3項の規定を準用する。</p>